

人材紹介サービスに関する契約書

株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ダブルキャリア（以下、「乙」という。）とは、甲が実施する人材の採用に関し、下記の通り、甲が乙の人材紹介サービスを利用する契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（紹介の内容について）

1. 乙は、甲より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、甲に応募する意思がある人材を甲に対し紹介する。（以下、甲に紹介した人材を「候補者」という。）
2. 乙は、人材紹介サービス提供者として通常課される注意義務において、本契約の業務を誠実に遂行する。
3. 甲は、乙が紹介した候補者につき、既に他の方法によって甲に応募がなされていた場合、ただちにその旨乙に通知するものとし、乙の紹介後に他の方法によって甲に応募がなされた場合は、乙の紹介による応募を優先して取り扱う。
4. 甲は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあること、および乙より提出された候補者の履歴書、職務経歴書に類する応募書類は、候補者の責任において作成されたものであることを確認する。
5. 乙は、候補者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず、甲に入社しなかった場合も、一切の責任を負わない。ただし、候補者が甲に入社しなかったことにつき、乙に重大な過失がある場合は、この限りでない。

第2条（採用選考について）

1. 甲は、候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
2. 甲は、乙に紹介を依頼する求人案件に関して、特段の欠格事由が存する場合は、事前にその旨乙に通知する。
3. 甲は、第1項に基づいて候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、乙にはその副本もしくは写しを交付する。

第3条（報酬について）

1. 報酬は、甲と候補者の間で合意した理論年収の30%に相当する金額とする。また、別途消費税を加算するものとする。理論年収とは、候補者の月次給与の12箇月分及び理論上の通年賞与の他、交通費以外の一切の諸手当、報奨金及び一時金を合計した金額をいう。
2. 甲が、候補者の採用を決定した場合、遅滞なく乙の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社予定日）及び、報酬に関する事項（料金、請求日、支払期日）の連絡を行うものとする。
3. 乙は、採用決定者が甲へ入社した事実を確認した後、速やかに当該採用決定者にかかる本対価の請求書を甲に発行する。支払い条件については、採用決定者の入社日を起算日として翌月末日までの支払いにて、乙が指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、送金手数料は甲が負担するものとする。

第4条（紹介の効力）

乙が候補者を紹介した日から1年以内に甲が同一人物を採用した場合には、応募方法・職種を問わず本契約が適用され、甲は乙に対し第3条所定の報酬を支払うものとする。

第5条（報酬の返還について）

候補者が、就業開始後に退職し、または解雇となった場合（以下、退社等という）、乙は、甲の請求により、報酬の一部を、下記各号のとおり返還する。ただし、退社等が甲の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- | | |
|---------------|--------|
| ① 1箇月未満： | 報酬の80% |
| ② 1箇月以上3箇月未満： | 報酬の50% |

第6条（求人条件等の開示・提供について）

1. 甲は、本業務に関する求人票作成のため、乙に対し、必要な情報を提供する。
2. 甲より提供された情報に基づいて作成された求人票は、甲が記載事項を確認することにより、その内容が確定されるものとする。

第7条（候補者への開示・提供について）

1. 甲は、第6条によって作成された求人票、および乙が独自に収集した情報を候補者に対して提供することに同意するものとする。
2. ただし、甲が候補者への開示・提供を希望しない旨事前に指定した情報については、この限りではない。

第8条 （機密情報・個人情報の取扱いについて）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密に属する情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
2. 甲は、候補者の同意を得て乙より提供された候補者個人に関する情報（以下単に、個人情報という）を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならず、乙は、甲と候補者間の個人情報に関するトラブルについては一切の責任を負わない。

第9条 （業務委託について）

1. 甲は、本契約に関する業務の委託をする場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の個人情報の取扱いについても責任をもって監督する。
2. 甲が、乙に対し、個人情報を直接委託先に提供することを求める時は、当該委託先に乙との個人情報の取扱いに関する契約等を締結させるものとする。
3. 前項の場合で、甲が委託先を変更または新たに選定した時は、ただちに乙に対しその旨を通知し、当該委託先に乙と前項と同等の契約等を締結させるものとする。

第10条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、相手方または相手方の関係者が前項各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなく相手方に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権の行使により相手方に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙が、第1項各号に該当した場合、かかる甲又は乙に相手方に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方に弁済しなければならない。

第11条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争についての訴訟の必要が発生した場合、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって専属的な管轄裁判所とする。

第12条 （有効期限）

1. 本契約の有効期間は本契約日より1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲、乙双方より何ら異議申立のない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
2. 本契約書に定められる報酬の支払に関する事項、8条1項および2項は、本契約有効期間終了後も有効とする。

2023 年 月 日

甲：（住 所）
（法 人 名）
（氏 名）

乙：（住 所） 東京都中央区東日本橋2丁目28番4号 日本橋CETビル2階
（法 人 名） 株式会社ダブルキャリア
（氏 名） 代表取締役 村山雄二